子メーターご使用の管理者の方へ(お知らせ)

子メーターとは・・・

水道・電気・ガスなどの供給事業者が所有管理するメーター(親メーター)とは異なり、貸し ビル・マンション・寮などで管理者と入居者との間で光熱水費の配分に使用されている計量器で す。

また、使用量に応じた料金精算など取引・証明のために子メーターを設置されている管理者の 方は以下のことにご注意ください。

◇有効期限があります!

使用量に応じた料金精算などの取引・証明に使用するメーターは検定に合格し(※1)、有効期間内(※2)でなければ使用することはできません。

- ※1 計量法で「計量器は検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ取引又は証明に用いることができない」と定められています。(計量法第16条)
- ※2 [メーターの検定有効期間] (計量法第72条・計量法施行令第18条)

◇メーターの種類◇	◇有効期間◇
水道メーター	8年
電気メーター(一般用)	10年又は7年
電気メーター(変成器付き)	5年又は7年
温水メーター・積算熱量計	8年
ガスメーター(都市・プロパンガス)	10年又は7年

※これら有効期限切れのメーターを使用すると、動作不良による誤差が原因で、料金精算など に過不足が生じ、当事者間でトラブルにもなりかねません。ご注意の上、適正な管理をお願い いたします。